

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

大成ロテック株式会社
東京都新宿区西新宿8-17-1

2. 指名停止措置期間

平成25年5月29日から平成25年6月28日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

大成ロテック株式会社の高知営業所長は、平成22年11月に行われた高知県高岡郡越知町発注の「町民総合運動場グラウンド施設整備工事」の指名競争入札に関し、平成25年4月12日、須崎簡易裁判所より談合罪で罰金の略式命令を受けた。

このことにより、東北地方整備局から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ（競売入札妨害又は談合）の条項に該当するとして、1ヶ月間の指名停止を受けている。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については1ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070